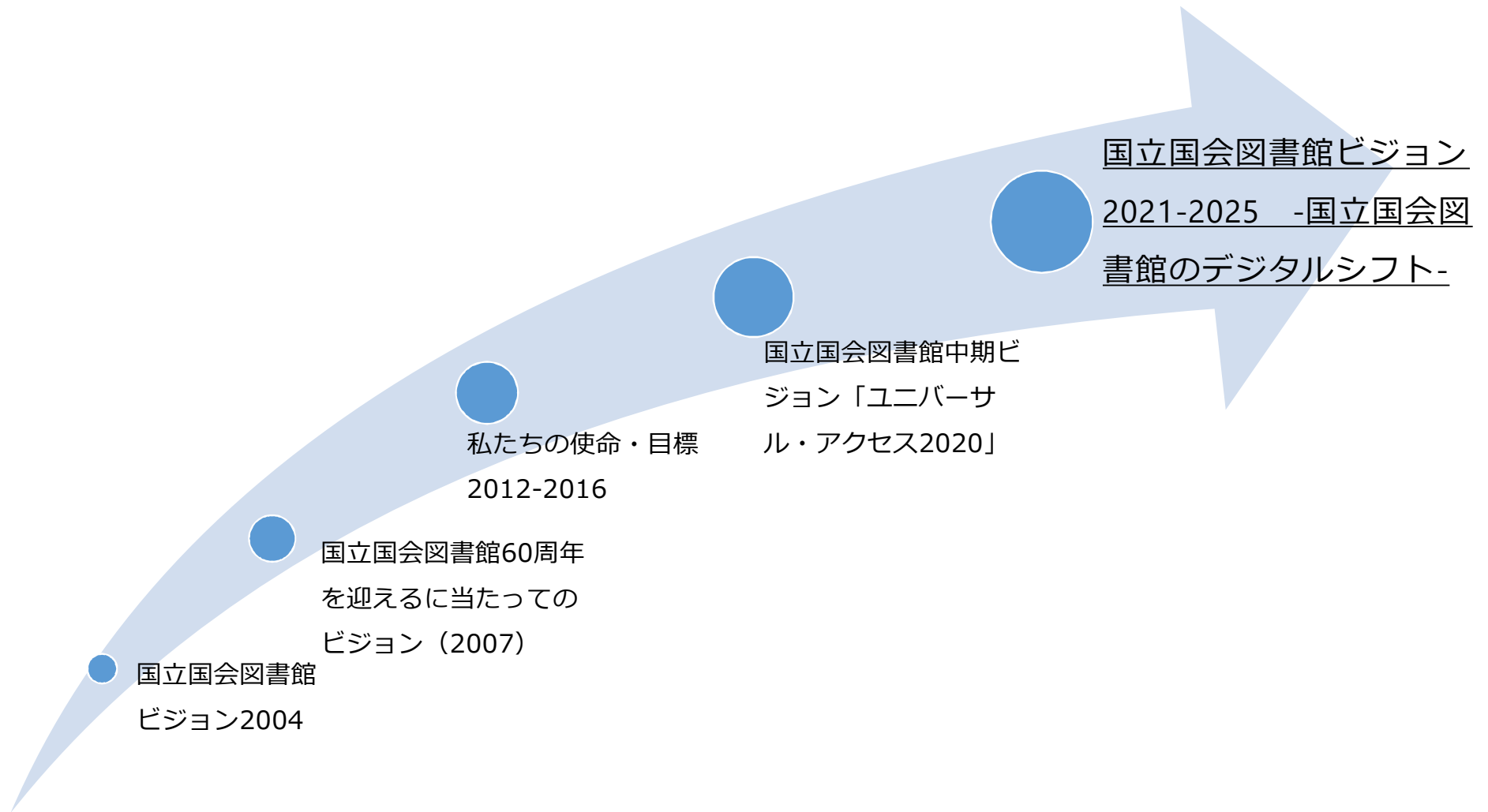


国立国会図書館ビジョン2021-2025

—国立国会図書館のデジタルシフト—

国立国会図書館のビジョン

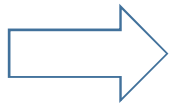


ビジョンの目的・位置づけ

- 国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）に定められた使命に基づく、業務・サービス運営上の中期的方針
- 館の方針の国民への周知
- 職員の業務遂行上の指針
- 個別事業の計画により具体化
- 活動実績評価と連動（PDCAサイクル）

ビジョン策定の背景

- 情報技術による社会活動やコミュニケーションのあり方の
変容・変革（DX）
- 新型コロナウイルス禍を契機とするデジタルリモートアク
セス強化の要望



- NDLの機能・役割を強化するため、デジタル情報基盤
を拡充し、その利活用を推進することが重要

ビジョンの全体構造

「デジタルシフト」



- ①ユニバーサルアクセスの実現
- ②国のデジタル情報基盤の拡充

5年間の重点

情報資源と知的活動をつなぐ7つの重点事業

「基本的役割」



- ① 国会活動の補佐
- ② 資料・情報の収集・整理・保存
- ③ 情報資源の利用提供
- ④ 各種機関との連携協力

事業の全体像

デジタルシフト

ビジョン 2021-2025

国立国会図書館のデジタルシフト

— 情報資源と知的活動をつなぐ7つの重点事業 —

ユニバーサルアクセスの実現



情報技術によって私たちの社会活動やコミュニケーションのあり方が変容し、さらに新型コロナウイルスが大きな影響を及ぼす中で、社会のデジタルシフトが加速しようとしています。

この状況を踏まえ、国立国会図書館は、情報資源と様々な知的活動を的確につなげていくために、今後5年間を「国立国会図書館のデジタルシフト」推進期間と位置付け、7つの事業に特に重点的に取り組みます。これらの重点事業は、将来にわたる全ての利用者に多様な情報資源を提供するユニバーサルアクセスを実現する事業と、そのための恒久的なインフラとなる国のデジタル情報基盤の拡充を図る事業から構成されます。

国のデジタル情報基盤の拡充



＜国のデジタル情報基盤の拡充＞

5. 資料デジタル化の加速

デジタルで全ての国内出版物が読める未来を目指し、この5年間で100万冊以上の所蔵資料をデジタル化します。テキスト化も行い、検索や機械学習に活かせる基盤データとします。

6. デジタル資料の収集と長期保存

有償の電子書籍・電子雑誌の制度収集を開始し、著作者や出版者の協力を得て、安定的収集を実現します。また、他機関のデジタル資料の収集・移管、再生困難なデジタル資料の形式変換等、多面的な取組によってデジタル資料の長期保存を目指します。

7. デジタルアーカイブの推進と利活用

図書館の領域を超えて幅広い分野のデジタルアーカイブを連携させる「ジャパンサーチ」を通じて、多様な情報・データがオープン化され、活用が促進される環境づくりを支えます。

<ユニバーサルアクセスの実現>

1.国会サービスの充実

量的・質的に拡充したデジタル情報基盤と利便性を向上させた検索手段を用いて、さらに充実した国会サービスの提供を図ります。

2.インターネット提供資料の拡充

インターネットや身近な図書館で閲覧できるデジタル資料の拡充を図ります。そのための著作権処理や関係者との合意形成を進めます。

3.読書バリアフリーの推進

視覚障害等の理由で読書に困難がある利用者向けに、バリアフリー対応の資料の収集・検索・提供サービスと、利用しやすいテキストデータの製作支援を推進します。

4.「知りたい」を支援する情報発信

専門知識を活かして膨大な資料・情報をキュレーションし、効率的な調べ方のガイドや、知識を深めるための資料の紹介等、社会に役立つ情報を発信します。

基本的役割

国会活動の補佐

国政課題に関する職員の専門的知見と豊富な情報資源に基づき、信頼性の高い調査・分析と迅速かつ的確な情報提供の一層の強化を通じ、国権の最高機関である国会の活動を十全に補佐します。また、国会の活動から生み出される情報に容易にアクセスできるようインターネットを通じて提供することで、国会と国民とをつなぎます。

1. 国会議員に対する調査サービスの高度化
2. 外部機関との連携の強化などによる調査サービスの充実
3. 国会発生情報へのアクセスの整備

資料・情報の収集・整理・保存

我が国唯一の国立図書館として、将来にわたるアクセスを保証するため、紙・電子の形態を問わず、国内外の資料・情報を広く収集・整理・保存します

1. 資料の収集
2. 書誌データの作成・提供
3. 資料の保存・デジタル化

情報資源の利用提供

全ての利用者が、必要な情報に的確かつ効率的にアクセスできるよう、利用者サービスを提供するとともに、必要なシステムや施設の整備を行います。

1. 来館しないで利用できるサービス
2. 来館利用サービス
3. 行政・司法各部門の職員へのサービス
4. 視覚障害者などへのサービス
5. 子どもの読書活動支援サービス

各種機関との連携協力

全ての利用者が、必要な情報に的確かつ効率的にアクセスできるよう、利用者サービスを提供するとともに、必要なシステムや施設の整備を行います。

1. 国内の図書館などへの支援・協力
2. 海外の図書館・関係機関などとの協力
3. 情報資源への総合的なアクセスの提供